



島根県報

令和4年9月30日（金）

第 350 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和4年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（農畜産課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（3件）	（森林整備課）	2
知事管理漁獲可能量の変更	（水産課）	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	5

【公 告】

公共測量の実施（6件）	（技術管理課）	5
-------------	---------	---

【特定調達公告】

港湾荷役機械リーチスタッカーの調達に係る一般競争入札の落札者等	（港湾空港課）	7
指掌紋情報管理システムの賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（警察本部）	8

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正		8
------------------------	--	---

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		9
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		9
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		9
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		10
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則		10
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則		11
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則		11

告 示**島根県告示第646号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和4年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11399133867	百合将福（全和黑15860）	肉用牛 黒毛和種	2級

島根県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、頓原土地改良区の定款変更を令和4年9月16日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第648号

令和4年島根県告示第545号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市温泉津町西田794-1	渡辺 通
大田市温泉津町西田1146-2	吾郷 清

島根県告示第649号

令和4年島根県告示第523号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市温泉津町飯原556-2	青笹 元
大田市温泉津町飯原587-2、594-2	下森 充美

大田市温泉津町飯原602-2	森田 恭二郎
大田市温泉津町飯原838	泉 均
大田市温泉津町飯原907-2	青笹 正人

島根県告示第650号

令和4年島根県告示第552号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市温泉津町吉浦7-2、638	山本 秀太郎
大田市温泉津町吉浦551-2	上見 誠
大田市温泉津町吉浦633	煙草 喜十
大田市温泉津町吉浦634	松林寺

島根県告示第651号

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能性

令和3年12月28日 公表

令和4年4月12日 変更

令和4年8月22日 変更

令和4年9月20日 変更

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度（令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

第1 まあじ

1 島根県に配分された漁獲可能性

23,100トン

2 知事管理漁獲可能性

知事管理漁獲可能性は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
島根県まあじ中型まき網漁業	21,800トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

1 島根県に配分された漁獲可能性

44,850トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	44,300トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

島根県告示第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストア ウェルネス川津北店 島根県松江市西川津町659-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年5月17日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,218平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物東側 65台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物東側 10台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南西側 48平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南側 6.0立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前8時

(閉店時刻) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後10時30分まで

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3か所（建物敷地北側1か所、南側2か所）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和4年9月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（島根県松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第653号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 今津C

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町今津奥田355番6	1号
” 336番3	2号
” 284番2	3号及び4号
” 348番1	5号から8号まで

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年9月20日から令和5年3月22日まで
- 3 作業地域
出雲市斐川町三絡地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について農林水産省中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和4年9月1日から令和5年3月8日まで
- 3 作業地域
出雲市灘分町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について農林水産省中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和4年9月7日から令和5年3月8日まで
- 3 作業地域
出雲市灘分町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）

-
- 2 作業期間
令和4年9月6日から同年11月18日まで
 - 3 作業地域
益田市
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、UAVレーザ計測）
 - 2 作業期間
令和4年10月5日から令和5年3月31日まで
 - 3 作業地域
松江市西浜佐陀町～下東川津町
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和4年9月20日から令和5年3月31日まで
 - 3 作業地域
大田市川合町川合地内
-

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸山達也

- 1 件名及び数量
港湾荷役機械リーチスタッカーの調達 1台
 - 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地
 - 3 落札者を決定した日
-

令和4年9月9日

4 落札者の氏名及び住所

日本キャタピラー合同会社 浜田営業所長 金子 将則 島根県浜田市治和町ロー183

5 落札金額

84,480,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和4年8月5日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年9月30日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 件名及び数量

指掌紋情報管理システムの賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和4年7月22日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社中国支店 支店長 永井 貴久 広島県広島市中区八丁堀16番11号

5 落札金額

350,053,704円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和4年6月21日

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第6号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第19条第1項第3号を次のように改める。

(3) 削除

第19条第2項第1号ア中「980円」の次に「（管理者が別に定める処置・手術に係る業務に従事した場合は、当該額に1件につき2,000円を加算した額）」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附 則

この規程は、令和4年9月30日から施行し、同月1日から適用する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第11号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項第3号を次のように改める。

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第17条第5項第1号エを次のように改める。

エ 育児休業法第2条の規定により育児休業（第16条第4項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第12号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第12号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

島根県人事委員会委員長 本間 恵美子

島根県人事委員会規則第13号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第12号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

島根県人事委員会委員長 本間 恵美子

島根県人事委員会規則第14号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条中「育児休業法第10条第1項」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項」に改める。

第32条第4号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第40条第4項第3号を次のように改める。

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている教育職員及び第1項第8号に掲げる教育職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第41条第5項第1号ウを次のように改める。

ウ 育児休業法第2条の規定により育児休業（第40条第4項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている教育職員

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

島根県人事委員会委員長 本間 恵美子

島根県人事委員会規則第15号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の3（見出しを含む。）中「第2条の2の2第3号イ」を「第2条の2の2第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情に該当した場合

第1条の4（見出しを含む。）中「第2条の2の3第2号」を「第2条の2の3第3号」に改める。

第2条第1項中「1月」の次に「（次に掲げる場合は、2週間）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。以下同じ。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の2の3の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第3条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第3条 育児休業の期間の延長の請求は、人事委員会が別に定める請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の2の3の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第16号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第15号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

島根県人事委員会規則第17号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第5号中「平成4年島根県条例第9号」の次に「。第12条第2項第3号において「育児休業条例」という。」を加える。

第12条第2項第3号を次のように改める。

(3) 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。